


鳥取県告示第546号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

団 体 の 名 称	当該団体が定める方法
一般社団法人映像倫理機構	<p>次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。</p>  <p>23mm</p> <p>15mm</p> <p>15mm</p> <p>23mm</p>